

## 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止をする観点から、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

1 簡易陰圧装置設置経費支援

別表1に定める対象施設等において、居室等に簡易陰圧装置を設置又は簡易陰圧装置を設置するとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

2 換気設備設置経費支援

別表1に定める対象施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置等を行う事業

(補助対象経費)

第4条 この補助金は、第3条に定める補助対象事業に係る別表1の第3欄に記載する経費を対象経費とする。

(補助金交付額)

第5条 この補助金は、別表1の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計から寄附金その他収入額(社会福祉法人にあっては、寄附金収入額を除く。)を控除した額と、第2欄に定める補助金交付単価及び単位とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、第3条に定める補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、様式第1号に係る書類を添えて、別に定める期日までに島根県知事(以下「知事」という。)に提出して行うものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条第1項の規定により、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して7日以内に申請の取り下げをすることができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次に掲げる(1)、(2)の各号に定める条件を付すものとする。

(1) 県が、民間事業者が実施する簡易陰圧装置・換気設備の設置事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対して、次の条件を付すものとする。

ア 県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、原則として島根県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

イ 県補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 県補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

オ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日付大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

キ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

ク 県補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第 7 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除額の全額又は一部を県に納付させることがある。

ケ 県補助対象事業者は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

コ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

サ この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

シ 県補助対象事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 県が、市町村が実施する簡易陰圧装置・換気設備の設置事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、市町村に対して、次の条件を付すものとする。

ア 市町村実施事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 市町村実施事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

オ 市町村は、市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出について証拠書類を整理し、事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日付大蔵省令第 15 号）で定める耐

用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

ケ 市町村実施事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

コ この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

サ 市町村がアからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（変更申請手続等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、前条第1号のイ、ウ、第2号のイ、ウの規定により知事の承認を得ようとする場合は、あらかじめ介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が前条第1号のオ又は第2号のカの規定により知事の承認を得ようとする場合は、あらかじめ「介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金財産処分等承認申請書」（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（指示申請）

第10条 補助事業者が、第8条第1号のエ又は第2号のエの規定により知事の指示を求める場合は、「介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金補助事業指示申請書」（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 知事は必要があると認めるときは、事業者に補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受領した日）から1ヶ月を経過した日と当該年度の末日とのいずれか早い日までに、「介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金実績報告書」（様式第6号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行し、令和2年4月30日より適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

1 区分	2 補助金交付 単価及び単位	3 対象経費
<p>介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ 介護療養型医療施設</li> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・ 短期入所生活介護事業所（本体施設と同一の建物の場合は除く）</li> <li>・ 短期入所療養介護事業所（本体施設と同一の建物の場合は除く）</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> </ul>	<p><b>【簡易陰圧装置】</b> 432万円×各施設・事業所に1台 (※1)</p> <p><b>【換気設備】</b> 4千円×別表2に定める面積×居室数 (※2)</p>	<p>簡易陰圧装置・換気設備を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。</p>

※1 簡易陰圧装置の設置は、同一の建物に1台を補助対象とする。

※2 換気設備の設置は、窓がない（開かない）等により、換気を十分に行うことができないと認められる居室のみを補助対象とする。

別表 2

1 区分		2 基準面積 (※1) (㎡)	3 備考
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室		10.65	多床室の場合は、10.65㎡×当該部屋の床数
地域密着型特別養護老人ホーム及び 併設されるショートステイ用居室		10.65	多床室の場合は、10.65㎡×当該部屋の床数
介護老人保健施設		8	
介護医療院		8	
介護療養型医療施設		6.4	
養護老人ホーム		10.65	
軽費老人ホーム	(※2)	15.63	定員が2人の場合は23.45㎡以上
	(※3)	21.6	定員が2人の場合は31.9㎡以上
認知症高齢者グループホーム		7.43	
小規模多機能型居宅介護事業所		7.43	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		7.43	
有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅		13	
短期入所生活介護事業所		10.65	
短期入所療養介護事業所		(※4)	
生活支援ハウス		18	

※1 基準省令の経過措置等が適用されている施設・事業所で、換気設備を設置する居室の面積が基準面積を下回る場合は、実面積を補助対象面積とする。

※2 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第66号。以下「条例」という。）第10条第5項第1号のウの規定に該当する場合。

※3 条例第10条第4項第1号のウの規定に該当する場合。

※4 基準面積は、本体施設が介護老人保健施設または介護医療院の場合は8㎡、本体施設が介護療養型医療施設の場合は6.4㎡とする。